

別表 1

給付金の種類及び金額 (第3条関係)

給付の種類			給付金額(円)	
祝 金	結 婚	会 員	20,000	
	出 生	会員又は会員の配偶者	20,000	
	入 学	会員の子(小学校)	10,000	
	成 年	会員又は会員の子	5,000	
	還 暦	会 員	10,000	
	銀 婚	会 員	10,000	
	金 婚	会 員	20,000	
見 舞 金	通 院	会員が 10 回以上通院	5,000	
	入 院	会員が 7 日以上入院		5,000
		会員が 14 日以上入院		10,000
		会員が 30 日以上入院		15,000
		会員が 60 日以上入院		20,000
		会員が 90 日以上入院		25,000
	障 害	1 級	会 員	100,000
		2 級	会 員	85,000
		3 級	会 員	75,000
		4 級	会 員	35,000
		5 級	会 員	20,000
		6 級	会 員	10,000
	住 宅 災 害	全焼・全壊・流出		100,000
		半焼・半壊		50,000
		一部焼 一部壊	損害の程度が中程度	25,000
			損害の程度がやや軽微	10,000
床上浸水・床上土砂流入		5,000		
死 亡 弔 慰 金	会 員	71歳未満	在会年数10年以上	100,000
			在会年数5年以上10年未満	75,000
			在会年数5年未満	35,000
	71歳以上	在会年数10年以上	50,000	
		在会年数5年以上10年未満	35,000	
		在会年数5年未満	15,000	
	家 族	配偶者		15,000
		会員の子	扶養家族に限る	10,000
		会員の親		5,000
退会せん別金		会員期間 5年以上のもの	5,000	

別表2 障害見舞金の等級（第11条関係）

障害の等級は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（第5条関係）を準用する。

別表3 住宅災害の認定（第12条関係）

給付の区分		損害の程度
全焼・全壊・流出		家屋の家財に70%以上の損害を受けたとき。
半焼・半壊		家屋の家財に40%以上の損害を受けたとき。
一部焼 一部壊	損害の程度が中程度	家屋の家財に20%以上の損害を受けたとき。
	損害の程度がやや軽微	家屋の家財に20%未満の損害を受けたとき。
床上浸水・床上土砂流入		床面以上の浸水又は土砂の流入があったとき。

別表4 給付金請求の添付書類（第18条関係）

給付の種類		事実を証明する書類
祝 金	結 婚	全部事項証明書（戸籍謄本）、個人事項証明書（戸籍抄本）若しくは婚姻届受理証明書又は地方公共団体発行のパートナーシップ証明書
	出 生	全部事項証明書（戸籍謄本）、個人事項証明書（戸籍抄本）若しくは住民票の写し又は出生届出済証明が記載された母子健康手帳
	入 学	就学通知書又は在学証明書
	成 年	全部事項証明書（戸籍謄本）、個人事項証明書（戸籍抄本）、住民票の写し、運転免許証、個人番号カード又は健康保険証等
	還 暦	全部事項証明書（戸籍謄本）、個人事項証明書（戸籍抄本）、住民票の写し、運転免許証、個人番号カード又は健康保険証等
	銀 婚	全部事項証明書（戸籍謄本）、個人事項証明書（戸籍抄本）（婚姻期間を証明できるもの）又は地方公共団体発行のパートナーシップ証明書
	金 婚	全部事項証明書（戸籍謄本）、個人事項証明書（戸籍抄本）（婚姻期間を証明できるもの）又は地方公共団体発行のパートナーシップ証明書
見 舞 金	通 院	医療機関の領収書（写）
	入 院	医師の診断書又は医療機関の領収書（写） ※ただし、入院期間を証明できるもの
	障 害	身体障害者手帳（写）ただし、手帳を提示し確認する。
	住宅災害	消防署又は区防災課で発行する罹災証明書
弔 慰 金	会 員	1 死亡事項が記載された全部事項証明書（戸籍謄本）又は住民票の除票の写しで請求者との続柄が明らかになるもの 2 請求者の本人確認ができる身分証明書
	配偶者 親子	死亡事項が記載された全部事項証明書（戸籍謄本）、住民票の除票の写し又は死亡事項が記載された全部事項証明書（戸籍謄本）若しくは個人事項証明書（戸籍抄本）に加え地方公共団体発行のパートナーシップ証明書で請求者との続柄が明らかになるもの 親又は子の死亡弔慰金については、扶養関係を証明できるもの （注）流産及び死産の場合は、医師の証明書又は死産届受理証明書